

12/16(日)は衆議院議員総選挙投票日

衆議院小選挙区選出議員選挙および衆議院比例代表選出議員選挙が12月4日(火)公示、12月16日(日)投票、即日開票で行われます。また、これに併せて最高裁判所裁判官国民審査も行われます。投票日に仕事や外出などで投票所に行くことができない場合は、「期日前投票制度」がありますので、大切な一票を無駄にすることのないようにしましょう。

滑川町の衆議院議員選挙区

●小選挙区選出議員選挙区

(定数一名)

埼玉県第十区 (滑川町・東松山市・坂戸市・鶴ヶ島市・嵐山町・小川町・ときがわ町・川島町・吉見町・鳩山町)

●比例代表選出議員選挙 (定数二〇名)

北関東ブロック (埼玉県・茨城県・栃木県・群馬県)

投票できる方

投票ができるのは、町の選挙人名簿に登録されている方で、次の要件を満たす方です。

*選挙人名簿に登録されている方には、入場券を送付します。

年齢要件

平成4年12月17日ま

で生まれた方

住所要件

平成24年9月3日までに住民票が作成、または転入届出されている方

投票時間

午前7時～午後8時

投票にあたって

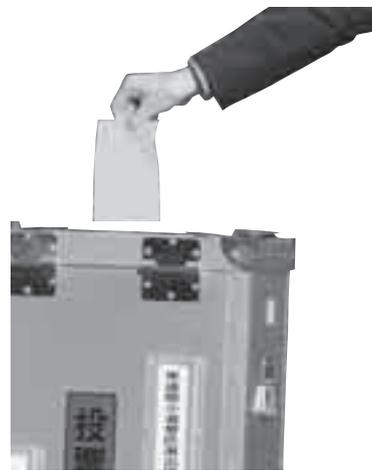
入場券に記載されている投票所ですが投票することができません。(投票所一覧参照)

投票にお出かけの際は、ご自分の入場券に記載されている投票所をよくお確かめください。

また、入場券は4人連記ですので、投票にお出かけの際は、一人分ずつ切り離して投票所へご持参ください。

投票の方法

▼衆議院小選挙区選出議員選挙



投票用紙はオレンジ色です。候補者の『氏名』を書いて投票してください。

なお、せっかく投票していただいても、次のような場合は無効になりますので、注意してください。

○候補者でない者の氏名を書いたもの

○候補者の氏名のほか、他事を書いたもの

○候補者のだれを書いたかを確認しがたいもの

▼衆議院比例代表選出議員選挙

投票用紙はあさぎ色です。衆議院名簿届出政党等の名称を書いて投票してください。

■投票所一覧

入場券にはあなたの投票所が記載されています。ご確認のうえ、お出かけください。

■第1投票所 総合体育館



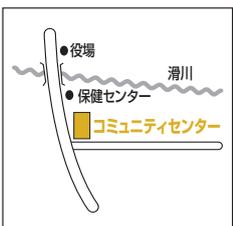
下福田・伊古山田 (山王・根岸・前谷中郷)

■第2投票所 福田小体育館



上福田・土塩山田 (中里・西・東) 和泉 (和泉・菅田)

■第3投票所 コミュニティセンター



中尾羽尾一区 (金光地・打越・中組) 羽尾二区・羽尾三区

ご利用ください

期日前投票

投票日に仕事や旅行等で投票所に行くことができない場合には、「期日前投票制度」をご利用ください。あなたの大切な一票を無駄にしないで済みます。

●期日前投票ができる期間

・衆議院議員総選挙

12月5日(水)～12月15(土)まで

・最高裁判所裁判官国民審査

12月9日(日)～12月15(土)まで

●期日前投票ができる時間

午前8時30分～午後8時

●期日前投票所 滑川町役場

●持参するもの 入場券

●期日前投票ができる主な理由

- ・仕事、学業、地域行事の役員
- ・投票区外に旅行、帰省、外出等
- ・歩行が困難な場合(病気、負傷、出産等)
- ・本人または親族の冠婚葬祭



不在者投票

「指定病院」に入院中の方や、「指定老人ホーム」に入所中の方は、施設内で不在者投票ができます。

選挙公報

12月上旬の新聞朝刊に、候補者・政党等の政策や公約などを掲載した『選挙公報』を折り込む予定です。

候補者・政党等に一票を投じる際の判断材料としてご覧ください。役場・コミュニティセンター・図書館でも受け取ることができますので、ご利用ください。

▼最高裁判所裁判官国民審査

次のような投票用紙は無効になりますので、注意してください。
○名簿届出政党等以外の名称を書いたもの
○名簿届出政党等の名称のほか、他事を書いたもの
○名簿届出政党等のいずれを書いたかを確認しがたいもの
投票用紙は白色です。審査に付される裁判官の氏名が印刷されています。
○名簿届出政党等以外の名称を書いたもの
○名簿届出政党等の名称のほか、他事を書いたもの
○名簿届出政党等のいずれを書いたかを確認しがたいもの
投票用紙は白色です。審査に付される裁判官の氏名が印刷されています。

は×の記号を書いて、罷免を可としない裁判官については、何も書かないで投票してください。

町外から転入された方へ

平成24年9月4日以降、滑川町に転入届出をされた方は、前住地の市区町村で投票することになります。

ただし、前住所地の選挙人名簿に登録されていなければなりませんので、確認してください。

入場券を紛失しても投票できます

投票日当日、指定された投票所に行き、係員にお申し出ください。本人であることが確認され次第、入場券が再発行され、投票することができます。

ポスター掲示場を設置します

候補者の選挙運動用ポスターを掲示する、公営のポスター掲示場を町内53箇所に設置します。
なお、このポスターを破つたり傷つけたりすると罪になります。

選挙速報および投票結果は、テレホンサービスや、町のホームページで。防災無線ではお知らせしません。

テレホンサービス

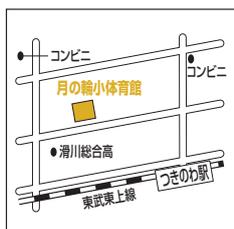
0180-99-4192

<http://www.town.namegawa.saitama.jp/>

滑川町選挙管理委員会

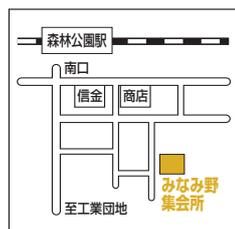
☎56-6912

■第7投票所 月の輪小体育館



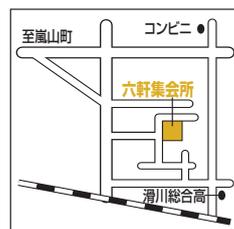
月の輪(1の一部、3・4・6・7)

■第6投票所 みなみ野集会所



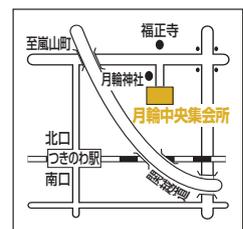
羽尾一区(カニ山・糖ヶ谷戸・両家1、2・十三塚・みなみ野1～4)都

■第5投票所 六軒集会所



六軒
月の輪(1の一部、5)
月の輪の一部

■第4投票所 月輪中央集会所



水房
月輪(六軒を除く)
月の輪(2)